（都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をそれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
様式第五（第四十一条関係）（日本産業規格Ａ列４番） （略） （第三面） 低炭素建築物新築等計画 １．新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項 ［建築主等に関する事項］ 【１．地名地番】～【14．住宅部分の床面積】　（略） 【15．建築物全体のエネルギー消費性能】 【イ．非住宅建築物】 （外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項） □基準省令第10条第１号イ(1)の基準 年間熱負荷係数　　ＭＪ／（㎡・年） （基準値　　ＭＪ／（㎡・年）） ＢＰＩ（　　） □基準省令第10条第１号イ(2)の基準 年間熱負荷係数　　ＭＪ／（㎡・年） （基準値　　ＭＪ／（㎡・年）） ＢＰＩ（　　） □国土交通大臣が認める方法及びその結果 （　　） □令和４年改正基準省令附則第３項の規定による適用除外 （一次エネルギー消費量に関する事項） □基準省令第10条第１号ロ(1)の基準 誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年 誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年 誘導ＢＥＩ（　　） （誘導ＢＥＩの基準値　　） □基準省令第10条第１号ロ(2)の基準 誘導ＢＥＩ（　　） （誘導ＢＥＩの基準値　　） □国土交通大臣が認める方法及びその結果 （　　）	様式第五（第四十一条関係）（日本産業規格Ａ列４番） （略） （第三面） 低炭素建築物新築等計画 １．新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項 ［建築主等に関する事項］ 【１．地名地番】～【14．住宅部分の床面積】　（略） 【15．建築物全体のエネルギー消費性能】 【イ．非住宅建築物】 （外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項） □基準省令第10条第１号イ(1)の基準 年間熱負荷係数　　ＭＪ／（㎡・年） （基準値　　ＭＪ／（㎡・年）） ＢＰＩ（　　） □基準省令第10条第１号イ(2)の基準 年間熱負荷係数　　ＭＪ／（㎡・年） （基準値　　ＭＪ／（㎡・年）） ＢＰＩ（　　） □国土交通大臣が認める方法及びその結果 （　　） □令和４年改正基準省令附則第３項の規定による適用除外 （一次エネルギー消費量に関する事項） □基準省令第10条第１号ロ(1)の基準 誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年 誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年 誘導ＢＥＩ（　　） （誘導ＢＥＩの基準値　　） □基準省令第10条第１号ロ(2)の基準 誘導ＢＥＩ（　　） （誘導ＢＥＩの基準値　　） □国土交通大臣が認める方法及びその結果 （　　）